資料4-1

全国健康保険協会定款の一部変更について（案）

全国健康保険協会定款中別表２、別表３、別表４（１）、別表５及び別表６を次のように変更する。変更後の別表２、別表３、別表５及び別表６は平成２６年３月１日（健康保険の任意継続被保険者及び船員保険の疾病任意継続被保険者にあっては、同年４月１日）から適用し、別表４（１）は同年４月１日から適用する。

別表２（第３７条及び第３９条関係）

都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率
北　海　道	１０．１２％	４．０７％	６．０５％
青　森　県	１０．００％	４．０７％	５．９３％
岩　手　県	９．９３％	４．０７％	５．８６％
宮　城　県	１０．０１％	４．０７％	５．９４％
秋　田　県	１０．０２％	４．０７％	５．９５％
山　形　県	９．９６％	４．０７％	５．８９％
福　島　県	９．９６％	４．０７％	５．８９％
茨　城　県	９．９３％	４．０７％	５．８６％
栃　木　県	９．９５％	４．０７％	５．８８％
群　馬　県	９．９５％	４．０７％	５．８８％
埼　玉　県	９．９４％	４．０７％	５．８７％
千　葉　県	９．９３％	４．０７％	５．８６％
東　京　都	９．９７％	４．０７％	５．９０％
神奈川県	９．９８％	４．０７％	５．９１％
新　潟　県	９．９０％	４．０７％	５．８３％
富　山　県	９．９３％	４．０７％	５．８６％
石　川　県	１０．０３％	４．０７％	５．９６％
福　井　県	１０．０２％	４．０７％	５．９５％
山　梨　県	９．９４％	４．０７％	５．８７％
長　野　県	９．８５％	４．０７％	５．７８％
岐　阜　県	９．９９％	４．０７％	５．９２％
静　岡　県	９．９２％	４．０７％	５．８５％
愛　知　県	９．９７％	４．０７％	５．９０％

三　重　県	９．９４％	４．０７％	５．８７％
滋　賀　県	９．９７％	４．０７％	５．９０％
京　都　府	９．９８％	４．０７％	５．９１％
大　阪　府	１０．０６％	４．０７％	５．９９％
兵　庫　県	１０．００％	４．０７％	５．９３％
奈　良　県	１０．０２％	４．０７％	５．９５％
和歌山県	１０．０２％	４．０７％	５．９５％
鳥　取　県	９．９８％	４．０７％	５．９１％
島　根　県	１０．００％	４．０７％	５．９３％
岡　山　県	１０．０６％	４．０７％	５．９９％
広　島　県	１０．０３％	４．０７％	５．９６％
山　口　県	１０．０３％	４．０７％	５．９６％
徳　島　県	１０．０８％	４．０７％	６．０１％
香　川　県	１０．０９％	４．０７％	６．０２％
愛　媛　県	１０．０３％	４．０７％	５．９６％
高　知　県	１０．０４％	４．０７％	５．９７％
福　岡　県	１０．１２％	４．０７％	６．０５％
佐　賀　県	１０．１６％	４．０７％	６．０９％
長　崎　県	１０．０６％	４．０７％	５．９９％
熊　本　県	１０．０７％	４．０７％	６．００％
大　分　県	１０．０８％	４．０７％	６．０１％
宮　崎　県	１０．０１％	４．０７％	５．９４％
鹿児島県	１０．０３％	４．０７％	５．９６％
沖　縄　県	１０．０３％	４．０７％	５．９６％

別表３（第４０条関係）

介護保険料率
１．７２％

別表４（第４１条関係）

（１）介護保険第２号被保険者である日雇特例被保険者

１日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第１級	４５０円	１７５円	２７５円
第２級	６６０円	２５５円	４０５円
第３級	８７０円	３３５円	５３５円
第４級	１，１００円	４２０円	６８０円
第５級	１，３３０円	５１０円	８２０円
第６級	１，６５０円	６３０円	１，０２０円
第７級	２，０３０円	７７５円	１，２５５円
第８級	２，４１０円	９２０円	１，４９０円
第９級	２，７９０円	１，０６５円	１，７２５円
第１０級	３，２６０円	１，２４５円	２，０１５円
第１１級	３，７９０円	１，４５０円	２，３４０円

別表５（第５２条及び第５４条関係）

	一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健福祉 保険料率
一般被保険者	１０．６５％	９．６０％	３．６０％	６．００％	１．０５％
疾病任意継続被保険者	９．９５％	９．６０％	３．６０％	６．００％	０．３５％
後期高齢者医療の被保険者等である被保険者	０．８８％	―	―	―	０．８８％
独立行政法人等職員被保険者	０．２９％	―	―	―	０．２９％

※　疾病保険料率については、船員保険法附則第９条第１項の規定に基づき、平成２６年３月分から平成２７年２月分まで（疾病任意継続被保険者にあっては、平成２６年４月分から平成２７年３月分まで）の間、０．５０％を控除する。この場合において、別表５中「疾病保険料率」とあるのは、「疾病保険料率から０．５０％を控除した率」と読み替えるものとする。

別表６（第５５条関係）

介護保険料率
１．７１％

（新旧対照）全国健康保険協会定款

変　更　案

別表２（第３７条及び第３９条関係）

都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率
北　海　道	１０．１２％	４．０７％	６．０５％
青　森　県	１０．００％	４．０７％	５．９３％
岩　手　県	９．９３％	４．０７％	５．８６％
宮　城　県	１０．０１％	４．０７％	５．９４％
秋　田　県	１０．０２％	４．０７％	５．９５％
山　形　県	９．９６％	４．０７％	５．８９％
福　島　県	９．９６％	４．０７％	５．８９％
茨　城　県	９．９３％	４．０７％	５．８６％
栃　木　県	９．９５％	４．０７％	５．８８％
群　馬　県	９．９５％	４．０７％	５．８８％
埼　玉　県	９．９４％	４．０７％	５．８７％
千　葉　県	９．９３％	４．０７％	５．８６％
東　京　都	９．９７％	４．０７％	５．９０％
神奈川県	９．９８％	４．０７％	５．９１％
新　潟　県	９．９０％	４．０７％	５．８３％
富　山　県	９．９３％	４．０７％	５．８６％

現　　行

別表２（第３７条及び第３９条関係）

都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率
北　海　道	１０．１２％	４．１５％	５．９７％
青　森　県	１０．００％	４．１５％	５．８５％
岩　手　県	９．９３％	４．１５％	５．７８％
宮　城　県	１０．０１％	４．１５％	５．８６％
秋　田　県	１０．０２％	４．１５％	５．８７％
山　形　県	９．９６％	４．１５％	５．８１％
福　島　県	９．９６％	４．１５％	５．８１％
茨　城　県	９．９３％	４．１５％	５．７８％
栃　木　県	９．９５％	４．１５％	５．８０％
群　馬　県	９．９５％	４．１５％	５．８０％
埼　玉　県	９．９４％	４．１５％	５．７９％
千　葉　県	９．９３％	４．１５％	５．７８％
東　京　都	９．９７％	４．１５％	５．８２％
神奈川県	９．９８％	４．１５％	５．８３％
新　潟　県	９．９０％	４．１５％	５．７５％
富　山　県	９．９３％	４．１５％	５．７８％

石川県	１０．０３％	４．０７％	５．９６％	石川県	１０．０３％	４．１５％	５．８８％
福井県	１０．０２％	４．０７％	５．９５％	福井県	１０．０２％	４．１５％	５．８７％
山梨県	９．９４％	４．０７％	５．８７％	山梨県	９．９４％	４．１５％	５．７９％
長野県	９．８５％	４．０７％	５．７８％	長野県	９．８５％	４．１５％	５．７０％
岐阜県	９．９９％	４．０７％	５．９２％	岐阜県	９．９９％	４．１５％	５．８４％
静岡県	９．９２％	４．０７％	５．８５％	静岡県	９．９２％	４．１５％	５．７７％
愛知県	９．９７％	４．０７％	５．９０％	愛知県	９．９７％	４．１５％	５．８２％
三重県	９．９４％	４．０７％	５．８７％	三重県	９．９４％	４．１５％	５．７９％
滋賀県	９．９７％	４．０７％	５．９０％	滋賀県	９．９７％	４．１５％	５．８２％
京都府	９．９８％	４．０７％	５．９１％	京都府	９．９８％	４．１５％	５．８３％
大阪府	１０．０６％	４．０７％	５．９９％	大阪府	１０．０６％	４．１５％	５．９１％
兵庫県	１０．００％	４．０７％	５．９３％	兵庫県	１０．００％	４．１５％	５．８５％
奈良県	１０．０２％	４．０７％	５．９５％	奈良県	１０．０２％	４．１５％	５．８７％
和歌山県	１０．０２％	４．０７％	５．９５％	和歌山県	１０．０２％	４．１５％	５．８７％
鳥取県	９．９８％	４．０７％	５．９１％	鳥取県	９．９８％	４．１５％	５．８３％
島根県	１０．００％	４．０７％	５．９３％	島根県	１０．００％	４．１５％	５．８５％
岡山県	１０．０６％	４．０７％	５．９９％	岡山県	１０．０６％	４．１５％	５．９１％
広島県	１０．０３％	４．０７％	５．９６％	広島県	１０．０３％	４．１５％	５．８８％
山口県	１０．０３％	４．０７％	５．９６％	山口県	１０．０３％	４．１５％	５．８８％
徳島県	１０．０８％	４．０７％	６．０１％	徳島県	１０．０８％	４．１５％	５．９３％

香　川　県	１０．０９％	４．０７％	６．０２％
愛　媛　県	１０．０３％	４．０７％	５．９６％
高　知　県	１０．０４％	４．０７％	５．９７％
福　岡　県	１０．１２％	４．０７％	６．０５％
佐　賀　県	１０．１６％	４．０７％	６．０９％
長　崎　県	１０．０６％	４．０７％	５．９９％
熊　本　県	１０．０７％	４．０７％	６．００％
大　分　県	１０．０８％	４．０７％	６．０１％
宮　崎　県	１０．０１％	４．０７％	５．９４％
鹿児島県	１０．０３％	４．０７％	５．９６％
沖　縄　県	１０．０３％	４．０７％	５．９６％

別表３（第４０条関係）

介護保険料率
１．７２％

別表４（第４１条関係）

（１）介護保険第２号被保険者である日雇特例被保険者

１日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第１級	４５０円	１７５円	２７５円
第２級	６６０円	２５５円	４０５円

香　川　県	１０．０９％	４．１５％	５．９４％
愛　媛　県	１０．０３％	４．１５％	５．８８％
高　知　県	１０．０４％	４．１５％	５．８９％
福　岡　県	１０．１２％	４．１５％	５．９７％
佐　賀　県	１０．１６％	４．１５％	６．０１％
長　崎　県	１０．０６％	４．１５％	５．９１％
熊　本　県	１０．０７％	４．１５％	５．９２％
大　分　県	１０．０８％	４．１５％	５．９３％
宮　崎　県	１０．０１％	４．１５％	５．８６％
鹿児島県	１０．０３％	４．１５％	５．８８％
沖　縄　県	１０．０３％	４．１５％	５．８８％

別表３（第４０条関係）

介護保険料率
１．５５％

別表４（第４１条関係）

（１）介護保険第２号被保険者である日雇特例被保険者

１日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第１級	４４０円	１７０円	２７０円
第２級	６５０円	２５０円	４００円

第３級	８７０円	３３５円	５３５円
第４級	１，１００円	４２０円	６８０円
第５級	１，３３０円	５１０円	８２０円
第６級	１，６５０円	６３０円	１，０２０円
第７級	２，０３０円	７７５円	１，２５５円
第８級	２，４１０円	９２０円	１，４９０円
第９級	２，７９０円	１，０６５円	１，７２５円
第１０級	３，２６０円	１，２４５円	２，０１５円
第１１級	３，７９０円	１，４５０円	２，３４０円

第３級	８６０円	３３０円	５３０円
第４級	１，０８０円	４１５円	６６５円
第５級	１，３２０円	５０５円	８１５円
第６級	１，６２０円	６２０円	１，０００円
第７級	２，０００円	７６５円	１，２３５円
第８級	２，３７０円	９０５円	１，４６５円
第９級	２，７５０円	１，０５０円	１，７００円
第１０級	３，２１０円	１，２２５円	１，９８５円
第１１級	３，７３０円	１，４２５円	２，３０５円

変　更　案

別表５（第５２条及び第５４条関係）

	一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率
一般被保険者	10.65%	9.60%	3.60%	6.00%	1.05%
疾病任意 継続被保険者	9.95%	9.60%	3.60%	6.00%	0.35%
後期高齢者医療の被保険者等である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%
独立行政法人等 職員被保険者	0.29%	—	—	—	0.29%

別表６（第５５条関係）

介護保険料率
１．７１％

現　　行

別表５（第５２条及び第５４条関係）

	一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率
一般被保険者	10.65%	9.60%	3.79%	5.81%	1.05%
疾病任意 継続被保険者	9.99%	9.60%	3.79%	5.81%	0.39%
後期高齢者医療の被保険者等である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%
独立行政法人等 職員被保険者	0.31%	—	—	—	0.31%

別表６（第５５条関係）

介護保険料率
１．６３％